平成２７年（フ）第３１号
長崎県大村市竹松本町731番地17
債務者　久保田辰夫
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目71番16号
債務者　渡辺　秀悟
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市本城町631番地３
債務者　松永　悠矢
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７３号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目12番43―41号
債務者　池上万利子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８０号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目３番23号
債務者　華江　　麗
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目42番６号　カゲマンション102号
債務者　幸得　正伸
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１号
鹿児島県薩摩川内市西方町2924番地、前住所
鹿児島県薩摩川内市田崎町338番地３
債務者　外山　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
仙台市青葉区大町２丁目８番29―309号
債務者　石垣　和徳
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
仙台市若林区上飯田１丁目９番45号　メルシーハイツ飯田Ａ103
債務者　大友　直美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
仙台市青葉区落合４丁目６番20―303号
債務者　佐藤　秀俊
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
仙台市青葉区折立４丁目３番18号
債務者　佐々木喜明
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
仙台市若林区六丁の目北町15番53―112号
債務者　本宮　秀明
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
茨城県ひたちなか市大字中根4876番地２
ロックヒル１棟105号
債務者　木村　　勁
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７７号
茨城県鉾田市鹿田908番地58
債務者　佐野　翔太
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２６１号
京都市南区西九条東柳ノ内町92番地
債務者　木村　　勲
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
京都府京田辺市田辺中央１丁目２番地11　アトリオパーク502号
債務者　松本　孝行
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７５号
兵庫県加古川市尾上町今福357番地の１
アーバン・アーク202号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部